

宮代町 地域防災計画 概要版

令和4年5月
宮代町

宮代町地域防災計画について

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、宮代町防災会議が作成する計画です。

町では、近年発生した熊本地震や、町に被害をもたらした令和元年台風19号等の教訓を踏まえて、「宮代町地域防災計画」を令和4年5月に改訂しました。

住民の皆様には、この地域防災計画概要版をご覧いただき、ご自身が災害に対してどのように備えていくべきか、また、災害発生時にはどのように行動すべきかをご確認いただき、日頃の備えに役立てていただきたいと思います。

地域防災計画の構成

地域防災計画

第1編 総則

計画の目的や町の特性、国や埼玉県による被害想定について示しています。

第2編 災害予防対策編

自助・共助・公助の理念に基づき、各種災害への予防対策を示しています。災害予防対策編は、「災害に強い人と地域づくり」「町の防災力の向上と仕組みづくり」「災害に強い社会基盤の整備」に整理して示しています。

第3編 災害応急対策編

第1部 震災応急対策計画 第2部 風水害応急対策計画

地震による災害、豪雨や竜巻による災害に対する応急的な対策を示しています。また、対策を行うための町の体制についても示しています。

第4編 災害復旧・復興対策編

復興計画の策定、住民相談、支援金の支給等、応急対策実施後の復旧・復興に係る取組みを示しています。

第5編 その他災害・事故対策編

雪害、火山噴火、原子力災害といった、その他の災害や大規模な事故に対する応急対策を示しています。

第6編 資料編

各計画と関連する法令、指定緊急避難場所及び指定避難所の一覧表等、その他の資料を示しています。

別冊資料編

法令集、協定集、様式集等をまとめています。

被害の想定

地震災害

◆過去の主な災害

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、町内で震度6弱を観測し、死傷者はなかったものの、建築物や道路等に多数の被害が生じました。

また、大正12年9月1日に発生した関東大震災でも、多くの建築物に被害が生じ、亡くなられた方もいました。

◆被害想定

埼玉県では、東日本大震災を受けて、平成24・25年度に地震被害想定調査を実施しました。この調査による宮代町での最大震度は、震度6弱となります。

宮代町で次表の地震が発生した場合、多くの死傷者や建築物への被害、ライフライン被害等が発生すると想定されています。

◆想定地震一覧



| 想定地震名 | 想定地震についての説明 | 想定マグニチュード | 宮代町での最大震度 | 地震調査研究推進本部による長期評価 |
|--------------|--|-----------|-----------|---------------------------------|
| 東京湾北部地震 | 東京湾北部を震源とする海溝型地震 | M7.3 | 5強 | 今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70% |
| 茨城県南部地震 | 茨城県南部を震源とする海溝型地震 | M7.3 | 6弱 | 今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70% |
| 元禄型関東地震 | 相模湾～房総沖を震源とする海溝型地震。過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらすとされる巨大地震を想定 | M8.2 | 5強 | 今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0% |
| 関東平野北西縁断層帯地震 | 深谷断層と綾瀬川断層を関東平野北西縁断層帯という一体の断層帯として想定した直下型地震 | M8.1 | 6弱 | 今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008% |
| 立川断層帯地震 | 立川断層帯を震源とする直下型地震 | M7.4 | 5弱 | 今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2% |

風水害

◆過去の主な災害

昭和22年9月14日～15日のカスリーン台風では、多くの住宅が浸水しただけでなく、田畑にも大きな被害を受けました。また、この台風により亡くなられた方もいました。

また、令和元年台風19号では町内で浸水被害が発生しました。



◆被害想定

想定され得る最大規模の雨を想定した場合、利根川、荒川、中川及び大落古利根川の洪水により、町内の宅地部分でも浸水することが想定されています。また、近年では、堤防決壊による被害よりも、増水に伴う、内水被害が多く発生しています。

注
目



最近では、大雪や竜巻による被害も発生しています。



災害に強いまちを目指して

◆町の取組

宮代町では、地震や風水害といった気象災害等に備え、『災害予防（平常時）』と『災害応急対策（災害発生時）』の観点から、次の対策を行っています。

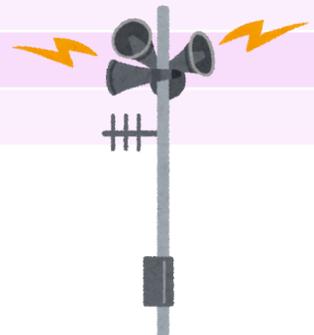
町が行う対策

【平常時】

- ▶ 町職員の防災研修、地域防災訓練の実施
- ▶ 町と防災関係機関、事業者・団体との、災害時の協力に関する協定の締結
- ▶ 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所（注1）の選定
（注1）要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、災害時に配慮を要する方）のために特別の配慮がなされた避難所
- ▶ 一般建築物や公共施設等の耐震化・不燃化の促進
- ▶ 備蓄計画に基づく生活関連物資、防災用資機材の備蓄・整備

【災害発生時】

- ▶ 警察署や消防組合、自衛隊等と協力した救助活動、救急医療活動、捜索活動
- ▶ 県や協定締結自治体等への派遣隊や救援物資の要請
- ▶ 大雨や河川の氾濫に対する水防活動
- ▶ ライフライン施設の早期復旧



情報伝達・広報活動

災害時には、以下の手段で災害に関する情報を伝達します。

| | |
|------------------|------------------|
| 防災行政無線 | 広報車 |
| 緊急速報メール | 防災ポータルサイト（注2） |
| テレビ（地上デジタル放送を含む） | 宮代町防災Twitter（注3） |
| ラジオ | 宮代町メール配信サービス（注4） |

町は、緊急地震速報、気象情報、避難情報等の防災情報を、以下のような手段で住民の皆様へ発信します。

（注2）<http://miyashiromachi.saitama.jp/bousaiportalweb/>

（注3）[@bousaimiyashiro](https://twitter.com/bousaimiyashiro)

（注4）<http://www.town.miyashiro.lg.jp/0000007570.html>

右にあるQRコードを携帯カメラで取り込むことで、宮代町メール配信サービスの登録サイトにアクセスすることができます。



自助

自分の命は自分で守る

避難情報について

町では、大雨による河川の増水等から命を守るため、気象情報等に基づいて、5段階の警戒レベルに応じた避難情報を発令します。これらの情報が流された場合には、速やかに必要な避難行動をとってください。上に記載したもののほど、緊急性の高い情報です。

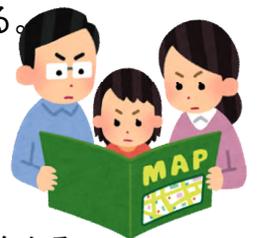
| 警戒レベル | 避難情報 | 必要な避難行動 |
|-------|-----------------------------|--|
| 5 | 緊急安全確保 (町が発令) | <ul style="list-style-type: none"> ・すでに災害が発生している状況です。 ・命を守る最善の行動をとりましょう。 |
| 4 | 避難指示 (町が発令) | <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに危険な場所から指定緊急避難場所へ避難しましょう。 ・指定緊急避難場所への移動が危険と思われる場合には、近くの安全な場所への避難や、安全な自宅・施設や親戚・知人宅等の安全な場所に避難しましょう。 |
| 3 | 高齢者等避難 (町が発令) | <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間の要する方（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難しましょう。 ・その他の人は避難の準備を整えましょう。 |
| 2 | 洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表) | <ul style="list-style-type: none"> ・避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。 |
| 1 | 早期注意情報 (気象庁が発表) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害への心構えを高めましょう。 |

自分の命は自分で守る

災害が発生した時、町や防災関係機関（警察署・消防署・消防団等）による災害時の対応（公助）にも限界があります。一人ひとりが自らの、又は家族の命を守ることを考えてください。そのためにも、日頃から災害が起こったときのことを想定し、防災予防の対策をしておく必要があります。

◆災害時に、冷静に行動できる力を向上させましょう！

- ・地震や台風、大雪等の自然災害に対する正しい知識を身につける。
- ・自主防災組織の活動や町の防災訓練等に積極的に参加する。
- ・家の中や身近な地域の危険箇所等を把握する。
- ・防災行政無線やテレビ・ラジオ等により正しい情報を把握する。



◆日頃から、災害へ備えておきましょう！

- ・住宅の耐震化を図るとともに、家具や大型家電の転倒防止策を進める。
- ・3日以上以上の食料や飲料水、生活必需品を備蓄する。
- ・貴重品や懐中電灯、非常食等を入れた非常持出袋を用意する。
- ・家族の安否確認方法や指定された避難所等を家族で確認する。

備蓄品・非常持出品リスト（例）

- 非常食（乾パン・クラッカー等）
- 飲料水（1人1日3リットルが目安）
- 懐中電灯
- 携帯ラジオ
- 乾電池
- マッチやライター
- 衣類
- 携帯トイレ
- カセットコンロ
- 救急セット（常備薬も）
- マスク等の衛生用品 等

災害が起こったときは、情報収集に努めてください。また、住宅の被害の規模によっては、プライバシーの観点から『自宅で避難する』という選択肢もあります。

共助

自分たちの町は自分たちで守る

地域みんなで助けあおう

阪神・淡路大震災や熊本地震では、住宅の倒壊によって閉じ込められてしまった方々の多くは、家族や隣人といった地域の方々によって救出されています。

自主防災組織は、地域の皆さんでつくる組織で、災害時には、被災者の救出をはじめ、初期消火、要配慮者（注5）の安否確認、指定避難所の運営を行う等、さまざまな役割を担っています。

（注5）高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、災害時に配慮を要する方

自主防災組織の活動を行うためには、多くの方の協力が必要です。

そのためにも、住民の皆様一人ひとりが地域の自主防災組織に加入し、自主防災組織が行うさまざまな訓練等に積極的に参加してください。

また、訓練等に参加することで、地域の方々との顔の見える関係を築き、地域の防災力の向上に繋げましょう。

自主防災組織の活動

【平常時】

- ▶ 地域の要配慮者の把握・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ▶ 地域における危険箇所の把握、危険箇所マップの作成
- ▶ 水消火器による初期消火訓練、避難・救出救護等の訓練の実施



【災害発生時】

- ▶ 地域の初期消火
- ▶ 要配慮者等の安否確認、救出救護の実施及び協力、指定避難所の運営
- ▶ 避難行動要支援者（注6）を含めた集団避難の実施

（注6）要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、特に支援を要する方

避難所の運営

住民が主体となった避難所運営を！

- ▶ 食料、飲料水等の配給、炊き出しの実施
- ▶ 要配慮者への支援
- ▶ 物資の仕分け、配布への協力 等

町
避難所運営の責任

避難所運営
チーム（注7）
避難所運営の中心

住民
避難所運営へ協力

（注7）自主防災組織、ボランティア、避難所役員、施設管理者、その他協力員で編成

避難所生活の課題に協力して対応しましょう！

- ▶ 男女別の更衣室、男女別のトイレ、授乳場所、クールダウンスペースの設置及び設置場所への配慮
- ▶ 避難者とともに避難した動物の取り扱い 等



避難所運営の中心は、自主防災組織をはじめとする住民の皆様です。

指定緊急避難場所、指定避難所、避難所



宮代町の指定緊急避難場所（注8）、指定避難所（注9）及び避難所（注10）を以下に示します。

（注8）洪水や津波等異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所

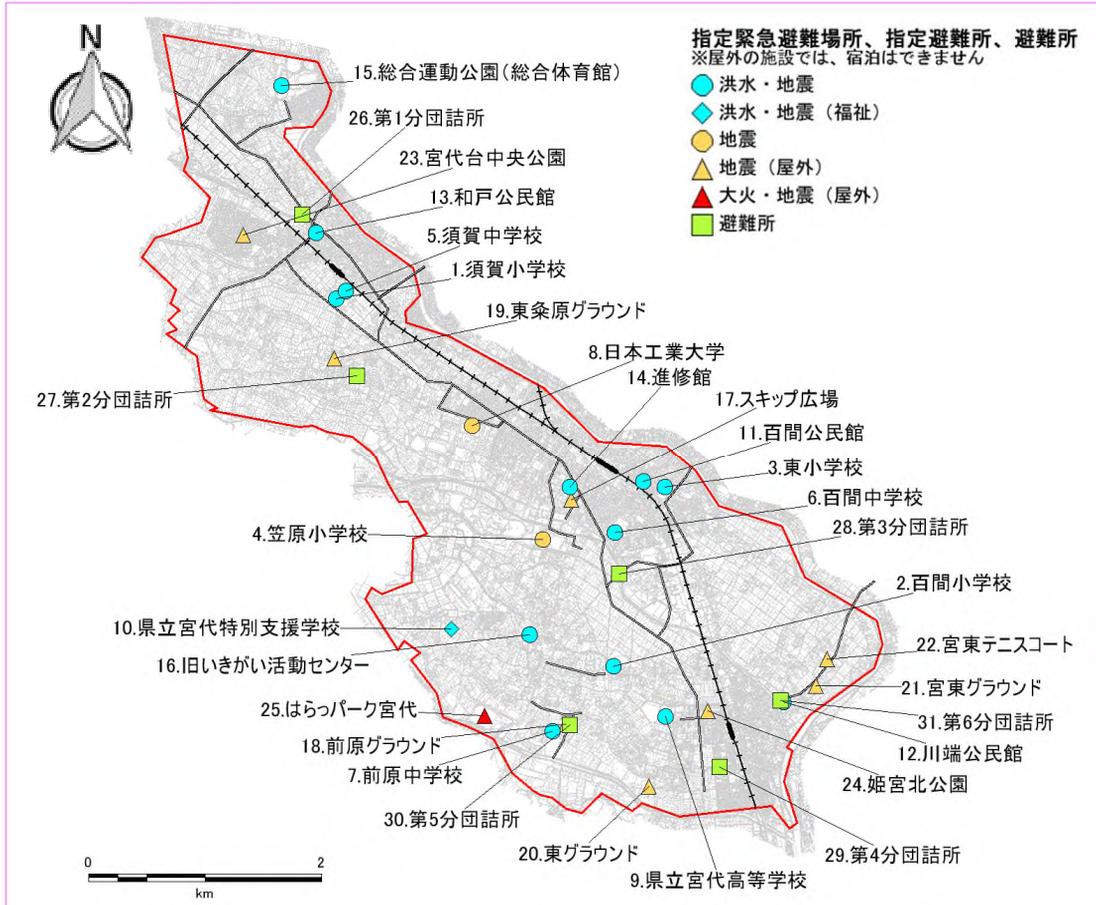
（注9）災害の危険性がなくなるまで、又は家に戻るようになるまで滞在するための施設

（注10）災害発生時に一時的に避難する場所

| 番号 | 施設名 | 指定緊急避難場所 | 指定避難所 | 福祉避難所 | 避難所 | 種別 | | |
|----|---------------|----------|-------|-------|-----|----|----|---------|
| | | | | | | 大火 | 地震 | 洪水 |
| 1 | 須賀小学校 | ○ | ○ | — | — | — | ○ | ○(2階以上) |
| 2 | 百間小学校 | ○ | ○ | — | — | — | ○ | ○(2階以上) |
| 3 | 東小学校 | ○ | ○ | — | — | — | ○ | ○(2階以上) |
| 4 | 笠原小学校 | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — |
| 5 | 須賀中学校 | ○ | ○ | — | — | — | ○ | ○(2階以上) |
| 6 | 百間中学校 | ○ | ○ | — | — | — | ○ | ○(2階以上) |
| 7 | 前原中学校 | ○ | ○ | — | — | — | ○ | ○(2階以上) |
| 8 | 日本工業大学 | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — |
| 9 | 県立宮代高等学校 | ○ | ○ | — | — | — | ○ | ○(2階以上) |
| 10 | 県立宮代特別支援学校 | ○ | — | ○ | — | — | ○ | ○(2階以上) |
| 11 | 百間公民館 | ○ | ○ | — | — | — | ○ | ○(2階以上) |
| 12 | 川端公民館 | ○ | ○ | — | — | — | ○ | ○(2階以上) |
| 13 | 和戸公民館 | ○ | ○ | — | — | — | ○ | ○(2階以上) |
| 14 | 進修館 | ○ | ○ | — | — | — | ○ | ○(2階以上) |
| 15 | 総合運動公園（総合体育館） | ○ | ○ | — | — | — | ○ | ○(2階以上) |
| 16 | 旧いきがい活動センター | ○ | ○ | — | — | — | ○ | ○(2階以上) |
| 17 | スキップ広場 | ○ | — | — | — | — | ○ | — |
| 18 | 前原グラウンド | ○ | — | — | — | — | ○ | — |
| 19 | 東条原グラウンド | ○ | — | — | — | — | ○ | — |
| 20 | 東グラウンド | ○ | — | — | — | — | ○ | — |
| 21 | 宮東グラウンド | ○ | — | — | — | — | ○ | — |
| 22 | 宮東テニスコート | ○ | — | — | — | — | ○ | — |
| 23 | 宮代台中央公園 | ○ | — | — | — | — | ○ | — |
| 24 | 姫宮北公園 | ○ | — | — | — | — | ○ | — |
| 25 | はらっパーク宮代 | ○ | — | — | — | ○ | ○ | — |
| 26 | 第1分団詰所 | — | — | — | ○ | — | — | — |
| 27 | 第2分団詰所 | — | — | — | ○ | — | — | — |
| 28 | 第3分団詰所 | — | — | — | ○ | — | — | — |
| 29 | 第4分団詰所 | — | — | — | ○ | — | — | — |
| 30 | 第5分団詰所 | — | — | — | ○ | — | — | — |
| 31 | 第6分団詰所 | — | — | — | ○ | — | — | — |

それぞれの施設の場所は、次のページのマップでご確認ください。

指定緊急避難場所等マップ



災害時の備えについて、以下の**チェックリスト**をもとに、家族で確認してみましょう。

- 「3日分以上」の食料や飲料水を備蓄する。
- 災害時の避難場所（集合場所）を家族で話し合い、決めておく。
- お住まいの地区の自主防災組織の活動や、防災訓練に参加する。
- 宮代町や埼玉県が開催する、防災に関する勉強会、講演会等に参加する。
- 家具の配置を見直したり、固定したりする。（転倒・移動・落下の防止）
- 耐震診断や耐震改修工事を行う。
- ブロック塀や自動販売機等、屋外の転倒落下危険物への対策工事等を行う。
- 救出・救護方法を確認する。
- 出火への対策を行う。（ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置等）
- 避難方法、避難経路、一時避難場所（集会所や近くの公園等）を確認する。
- 非常時持出品をリュック等にまとめておき、取り出しやすい場所に置く。
- 緊急時の連絡手段である災害用伝言ダイヤル等を確保し、利用方法を確認し、家族等と緊急時の連絡方法を話し合っておく。
- 家庭内の備蓄品（特に飲料水や食料）を、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック」を導入する。